

◆紙おむつ・ストマ用装具・埋込型人工鼻の注意点◆

<申請時>

- ・見積書は1枚につき、1ヶ月または2ヶ月分で作成してください。
例) 4月分、5月分を1枚ずつ or 4, 5月分で1枚 等
- ・申請書1枚につき、最大6ヶ月分をまとめて申請することができます。
見積書は1ヶ月または2ヶ月ごとに分けてください。
- ・前期分(4月～9月分)と後期分(10月～3月分)で受付期間が異なります。
※前期分受付期間：前年度3月～9月まで
(前年度3月に申請した場合、決定通知は4月1日以降に発送)
後期分受付期間：9月～3月まで
- ・年度をまたいでの申請はお受けできません。当年度3月分と次年度4月分をまとめて3月に申請する場合は、年度ごとに分けて提出してください。
例) 3、4月分同じ申請書でまとめて申請 → 不可
- ・当月分を含む場合は、20日までに申請してください。業者の見積作成が遅れる等の理由により期限に間に合わない場合は、ご相談ください。
例) 5月分を5月に申請 → 20日まで / 6月分を5月に申請 → 20日以降も可

<給付決定後>

- ・見積書に合わせて決定通知が発行されます。
例) 見積書：4月分、5月分を1枚ずつ → 決定通知：4月分1枚、5月分1枚
見積書：4、5月分まとめて1枚 → 決定通知：4, 5月分まとめて1枚
- ・用具の購入は、必ず**3月31日までに完了**してください。期限までに購入が完了しない場合は、給付決定が取り消しとなり、全額自己負担での購入となります。